

1 日時

令和5年3月24日（金）13時30分～15時55分

2 出席者（敬称略）

(1) 委員

山崎（会長）、朝比奈（副会長）、高木（副会長）、長坂、石原、岡部、渡辺、圓山、水野、森田、岩崎、永井、寺尾、久保、山本、田上、谷藤、小泉、松永、徳江

（欠席：磯部、西村、植野、川端、杉浦。途中退席：圓山）

(2) 市職員

障がい者支援課 渡辺課長、樋口、夏見、牧野

障がい者施設課 丸島、石井

発達支援課 高橋課長、大塚

福祉政策課 池田課長、山本、馬場、市来

3 傍聴者

なし

4 内容（敬称略）

事務局 : 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

(樋口) 今回から新たに委員として加わった方がいらっしゃいますので、時間の関係上、事務局からご紹介させていただきます。

昨年に民生委員の一斉改選がありました関係で、後藤久子様に代わりまして、松永義昭様が新たに委員となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回は、磯部委員より、どうしても都合がつかず出席ができないということですが、生活支援部会からの報告を行うため、代理として、生活支援部会の幹事である芦田真伍様を出席させていただきますというお申し出があり、今回は芦田様が代理としてご出席されております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、山崎会長、よろしくお願いいたします。

会長 : それでは、令和4年度第2回市川市自立支援協議会を開会します。

この時期は理事会などでお忙しい中、皆様ご出席ありがとうございます。

まず、会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。事務局からは、本日の議題の中では、非公開とする内容は含まれていないと伺っております。本日の会議を公開するかどうかは、全ての議題の審議に先立って決定することとなっておりますが、本日の会議は全て公開としてよろしいでしょうか。

一同 : (異議なし)

会長 : それでは、本日の会議は公開といたします。
では、本日傍聴希望の方がいらっしゃれば、ご入室いただきたいと思います。

(傍聴者なし)

会長 : では、このあと議事に入りますが、お知らせとお願いがあります。
今日は議題が多く、ご質問が出るものもあると想定し、16時30分までの3時間の予定でご案内しております。途中で気分悪くなった場合等は、ご遠慮なくお申し出ください。また、途中退席される場合も同様によろしく願います。
次にお願ですが、各部会からの報告の際は、なるべくポイントをおさえて簡潔にお願いいたします。

議題(1) 連絡・報告事項

会長 : では、議題(1)、「連絡・報告事項」について、所管課よりお願いします。

市)樋口 : ① 令和5年度の市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議への出席者について、ご説明します。

この会議は、総務部多様性社会推進課が所管しているもので、家庭等における暴力等に対し関係機関が組織的に対応するために設置されている会議であり、その内容から、普段、非公開にて会議を行っております。

この会議の出席者は、任期が1年間となっており、法律関係や、警察、児童相談所などから出席者が選出されておりますが、この自立支援協議会からも出席者を出すこととなっております。

出席者については、この会議の運営要綱にて、「関係機関の「代表者」又は「代表者から指名された者」とする」と決められておりまして、例年、自立支援協議会からは、山崎会長に出席していただいています。

令和 5 年度の出席者について、先日の幹事会で確認させていただいたところ、引き続き、山崎会長に、ということになりました。

また、令和 6 年度以降についても、基本的に、自立支援協議会の会長にご出席いただく、という方向になりました。

これを踏まえまして、今後のこの会議への出席は、会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

市)樋口 : 次に、「② 成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置について」、ご説明します。

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的障がい等の理由で物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を支援する制度です。この計画の策定の背景としては、全国的な課題として、成年後見制度が十分に認知されていないことや、手続の煩雑さ、経済的な負担の大きさなどがあります。そういった中で、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、本市においても、この法律の第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画と位置付けた「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとなりました。

この計画は、第 4 期市川市地域福祉計画と一体的に取り組むものとなります。計画期間は令和 5 年 4 月からであり、令和 6 年 4 月には市川市地域福祉計画に統合する予定です。計画の基本目標は、「だれもが住み慣れた地域で、お互いに支えあい、尊厳が守られながら、その人らしく安心して生活できる地域づくりを目指す」としました。第 4 期市川市地域福祉計画（中間見直し版）のアウトカム指標による評価結果によると、成年後見制度を知っている方が令和 2 年度で 45%と、認知度として不十分な状況です。そのため、施策目標の一つ目に、「制度への理解促進」を掲げています。また、利用に係る手続の煩雑さ、経済的負担の大きさを感じている方も多く、制度利用に結びつかない面があるため、二つ目の施策目標として「安心して利用できる制度の運用」を掲げました。三つ目の施策目標は「中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり」です。

今後は、支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、地域連携ネットワークの早期構築と、仕組作りが重要となります。また、支援

が必要となる高齢者や障がい者の増加が見込まれる一方で、担い手となる専門職後見人や親族後見人等の不足が懸念されていることから、市民後見人の育成や、成年後見人に対する助言や支援など、後見人が安心して取り組める体制の整備を行う必要があり、成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす中核機関の設置が必要となっています。

実施体制としては、令和5年度から、中核機関としての役割を、市と市川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とで担う予定です。中核機関は、①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。制度の利用促進に向け、全体構想の策定等の①の機能は市が、広報、周知、相談、利用促進、後見人支援等の②の機能は市社協が担います。また、市社協の担う機能については、不正防止の効果も期待されます。このほか、協議会運営や地域連携ネットワークの整備等の③の機能は市と市社協が双方で担い、連携して円滑な運営を行う予定です。

令和5年度については、市が主催し、年に1回から2回の会議を開催する予定です。参加団体については検討中ですが、市の関係各課、市社協、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの職能団体、当事者団体、学識経験者を参加団体とすることを検討しています。市川市自立支援協議会の皆様にも、障がい福祉関係団体、当事者団体や家族会としてご参加をお願いすることがあるかと思しますので、その際にご協力をお願いいたします。

会長 1点目の、会議への出席者については、皆様としても特にご意見等がなければ、今後はこのとおりとさせていただきたいと思えます。

 ご報告いただいた2点について、何かご質問等がありますか。

谷藤 : 中核機関について。中核機関の体制を整備することで、課題が解決していく見通しがあるということでしょうか。

市)樋口 : 当課と介護福祉課とで進めるものです。地域連携ネットワークの役割にこういった課題へ対応していく機能も含めて、解決を図っていきたいと思っています。

会長 : 補足します。地域連携ネットワークに、当事者も含め、たくさんの方にご参加いただいて、知恵を出し合い、高齢者サポートセンターや、えくる、がじゅまる等と横でつながっていくことになりましたが、虐待等の実際の問題に対して成年後見制度が100%対処できるかどうか、中核機関により全ての課題を解決

していけるかどうかは、難しいところがあります。成年後見人の担い手が不足していることもありますので、知恵をいただき、行政と一緒に市社協も対処していきたいと思っています。ただ、改善が見込めるということで、国も計画を立てており、それに基づいて、ということになります。

谷藤 : 市社協と市が主催で先日実施された成年後見セミナーによると、ここ数年の間に成年後見制度そのものの見直しというお話だったと思いますが、見直しされたものに従って関わり方も変わってくるかもしれないということでしょうか。

会長 : 法律や制度が大きく変わるわけではなく、運用の仕方が変わるということです。例えば、今は、専門職後見人への報酬の額は被後見人の財産の状況によって決めるという、外からは見えにくい仕組みになっていますが、後見業務の内容に即した仕組みに変えることが検討されています。また、通常は後見業務を一度受任すると、後見人と被後見人のどちらかが亡くなるまで続きますが、後見人とご本人との相性の問題等で難しいことも出てきているので、適切な時期に後見人を代えられるようにすることも検討されています。ただ、成年後見制度そのものの趣旨には変更はありません。

議題(2) 各部会等の状況について

会長 : では、議題(2)について、相談支援部会からお願いします。

長坂 : IS-net からの報告では、グループスーパービジョンを開催し、概要や地域課題の共有を図ったという話がありました。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業からの報告では、精神障がいの方の一時的な宿泊場所や、スタッフが常駐する場や、入院中の方の生活の体験の場が必要という話がありました。また、そういった方を受け入れる短期入所事業所では、知的障がいの方と精神障がいの方の対応が異なることがあるため、精神障がいの方に特化した受け入れ先が必要という話が出ていました。中長期目標としては、相談支援事業所及び相談支援専門員の体制づくりや、人材の育成及び質の確保・向上、市川市地域全体における相談支援体制の仕組づくりとなっていて、以前から継続して課題となっています。

会長 : 次に、生活支援部会からお願いします。

芦田 : 生活支援部会では、人材育成、暮らしの場、地域生活支援拠点等についての議論をしています。日中活動連絡会や重心サポート会議では、研修会や勉強会を実施。高次脳機能障害児者サポート会議では、家族交流会を1月に実施しました。また、部会としての取組ではないが、市内の知的障がい者支援の法人と、えくる、グループホーム等支援ワーカーとで共同し、ソナエプロジェクトというグループホームのニーズ調査を実施しており、その結果などを随時生活支援部会に報告してもらっています。

また、今年度の部会の大きな取組として、第2回市川つながり交流研修会を実施しました。今後、定例の研修にしていくことを目指しています。3月に実施した第2回研修では、強度行動障がい者への支援をテーマとし、大学の先生の講義や、市内の事業所からの実践報告をいただいて、参加者からよい評価をもらっています。参加者からのアンケートの集計結果は9ページ以降に載せました。第1回研修では就労系事業所からの参加者が多かったですが、第2回研修では生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援などの事業所から多くご参加いただき、計38事業所、72名の参加者となりました。久しぶりに対面で、よいボリュームで実施できたと思います。主にアンケート④、⑤に、今後の研修に対する期待を載せました。他の事業所の事例を聞きたい、児童をテーマにした研修も受けたい、精神障がいについての研修も受けたい、法人を超えて他の事業所と交流したい等といった意見がありました。今後は、生活支援部会だけでなく、就労支援部会やこども部会とも共同企画で研修を実施していき、地域に根付かせていきたいと思います。また、今回のアンケートでは、地域の事業所の研修ニーズも見えてきたところがありますので、他の部会でも参考にさせていただければと思います。

次に、重心サポート会議について、永井委員から補足します。

永井 : 重心サポート会議について。来年度の秋頃に、フォーラムを開催することを検討中です。特に学生向けに、福祉分野の啓発活動として、興味を持ってもらい、人材確保に向けていきたいと考えています。また、ここから続けるイメージで、お泊りドレミというイベントも復活させたいと思っています。体験の場、緊急対応などといった地域生活支援拠点等の趣旨に沿ったものとして考えています。

芦田 : 次に、グループホーム等連絡協議会について、岩崎委員より補足します。

岩崎 : ソナエプロジェクトの件について補足します。昨年 11～12 月に、市内の生活介護事業所に通う 40 歳以上の方を対象にアンケートを実施し、99 名から回答がありました。支援者から見た緊急度の度合いを測ってもらいましたが、約 36 名の方がここ 1 年くらいにグループホームが必要と考えられているという結果になりました。これにより、いくつかのグループホームに対し、こういう方たちが困っているというニーズを伝えることができました。来年に向けて、障害支援区分 5、6 などの方を受け入れるグループホームができるのではと期待しています。今回は知的障がいの方を対象としましたが、親亡き後を見据え、精神障がいの方や、身体障がい、重症心身障がいの方などの調査も必要ではないかと思っています。

会長 : 次に、就労支援部会からお願いします。

寺尾 : ①障がい者雇用代行ビジネスについて、②質の高い雇用について、③仕事情報について、の 3 点をお話します。

①は、最近新聞等で取り上げられたものですが、障害者雇用率が高くなってきていることに対応できない事業所が増えていることもあって、障がい者雇用代行ビジネスを利用している障がい者が全国で 5 千人ほどいるということです。農園やサテライト型オフィスなど、形態は色々と増えてきていますが、現場では色々な問題が起きているということで、今後、雇用代行ビジネスの是非は就労支援部会で共有しながら、質の良い雇用とは、というところを企業に発信できればと思っています。

②は、①にも関連しますが、障がいの有無に関わらず、企業が雇用に関心をもち、責任を持ってほしいということです。採用したなら適切な教育をしてほしいし、働く方の個性を理解して適切な評価をし、適材適所で人員を配置してほしいと思っています。まだ障がい者雇用を始めていない企業や雇用を始めたばかりの企業もありますので、地域の就労移行支援事業所が、雇用とは、という点を啓蒙して、より良い就労環境を整備する必要があると思っています。

③は、FBA 納品代行サービスというもので、今アマゾンが、事業主の仕入れから保管、梱包、出荷までをパッケージ化して、事業主に物流の負担をかけないよう一定の金額をとってサービスをしています。これに関し、最近、就労継続支援 B 型事業所に対して、その納品代行ビジネスのプロセスの一部を担ってもらえないかという依頼が来ており、サンワークぱれっとにも今月だけで 5～6 件問合せが来ています。B 型事業所に仕事を紹介してくれるのは良いですが、

その内容に問題があると思っています。FBA 納品代行サービスは、本来、固定費で月 5 千円ほどの他に、倉庫保管料、管理料や、商品 1 個当たり 400 円ほどの手数料がかかるのが普通ですが、B 型事業所に、ピッキング、保管、梱包、出荷をまとめて 10 数円程度で、という内容の依頼が来ています。最初はラベルを貼るだけで 10 円などという話を受けますが、実際に聞いてみるとそんな簡単ではなく、高級な商品の保管だったり、危険物もあって、その補償面もあいまいで、場所を 10 畳ほど貸してほしいと言われますがその場所代も考慮されておらず、ただお得感のみで依頼されることが増えてきています。福祉的就労担当者会議では、最近こういったことが増えてきていることに注意しています。現場の問題としては、個人事業主も多く、急に連絡が取れなくなったり、単価が急に変わったりすることがあり、また、アマゾンのフルフィルメントセンターが市内に 2 件あって、近隣だと習志野市に 1 件、八千代市に 1 件あるだけなので、おそらく場所的な面もあって市川市の B 型事業所に問合せが増えているのでは、と、あくまでも仮説だと思っています。必ずこういったサービスが悪いわけではないですが、与信調査もあまりできていないので、しっかり話した上で、B 型事業所同士で情報共有しながら、問題が起きないように、被害を受けないよう、新しい仕事の受注を進めていければと思っています。

会長 : 次に、こども部会からお願いします。

徳江 : こども部会の年間テーマは、障がい児支援体制の充実、地域の課題の共有と連携体制の構築の 2 点としています。昨年 11～12 月にアンケートを実施し、障がい児支援の状況や、地域資源、関係機関の関わりについて調査しました。対象は小学校、幼稚園、保育園、放課後保育クラブなどです。結果は 17 ページにありますが、相談や支援、連携に関する課題として、①相談機関が分かりにくい、②相談に対応してもらえる機関や専門的な支援を受けられる機関が少ない、③各機関や関係者との情報共有や協議が難しい、④不登校の子どもの支援先が少ない、⑤保育園や幼稚園、学校、学童等に通う支援が必要な子どものサポートが受けられない、⑥緊急時の対応や短期、長期入所できる場所が少ない、の 6 点を挙げています。今後、こども部会でとりまとめ、次年度の部会で具体的な取組を進めていきたいと思っています。

また、今回の部会を通し、皆さんにご協力をお願いしたいのが、相談支援部会からも話があったように、ライフステージが移り変わるお子さんの切れ目のない支援に当たっては相談支援専門員が必要ですが、その数が不足していると

ということです。今後、こども部会だけではやりきれないところもありますので、他の部会とも協力し、人材確保、育成に取り組みたいと思っています。

会長 : 次に、障害者団体連絡会からお願いします。

小泉 : 今年度は、資料にあるとおり会議を開催しました。また、バリアフリーハンドブックの改訂版を現在作成中です。今月中に発行し、市教育委員会を通じて、新年度の市内4～6年生全員に配る予定です。十分な数があれば、市立だけではなく私立の4～6年生にも配る予定です。

会長 : 何かご質問等がありますか。

朝比奈 : お願いという形で、就労支援部会からの報告にお話します。私は市川市生活サポートセンターそらの主任相談支援員としても働いていますが、様々な生活困窮者や、障害者手帳や自立支援医療の対象になっていなくとも生きづらさを抱えている方などがいて、雇用という関係の中で働くことのハードルが高い方がいます。そのため、多様な働き方をどうやって作り出していくかがずっと懸案事項になっています。以前に就労担当者会議には参加させていただき情報交換もしましたが、先ほどの納品代行サービスのお話に関し、一旦お仕事を受けて、グループで作業し、という、作業の作り出しも、必要に迫られて、少しずつ取り組むようにしてきています。今日の話はお聞きできて良かったですが、一方で、B型事業所で受けきれない話があったら、そらにも声をかけてもらうとか、様々な連携の形を作らせていただいて、多様な就労の形を増やしていけたらと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

議題(3) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について

会長 : 議題(3)について、朝比奈副会長からご説明をお願いします。

朝比奈 : まず、えくるの長坂さんから、皆様にご協力のお礼があります。

長坂 : えくるの現状についてのご説明と、関係機関の方々をお願いします。今、新規の相談がかなり増加しており、えくるの業務がかなりひっ迫しています。そこで、障がい者支援課と相談したのですが、一旦、業務のやり方、今後のあり

方の検討をする時間をいただきたいと思っています。その間、今日から1箇月くらいの間になりますが、一旦、関係機関からの新規相談の依頼を止めさせていただきたいです。これは、えくるスタート依頼、初めてのことです。それほど業務がひっ迫しています。これから、関係する機関と協議を進め、えくるの業務について整理し、1箇月後くらいを目途に、再度、動き出したいと思っています。えくるを全面的に止めるわけではなく、市民や当事者からの直接のご相談や、虐待案件や緊急度が高いもの、困難ケースなどには対応していきますが、関係機関からの新規のご相談はストップさせていただきたいと思っています。ご理解ご協力をお願いします。

朝比奈 : 障がい者支援課からも補足をお願いします。

市)渡辺 : えくるの業務が大変ひっ迫していることから、関係機関からの新規のご相談は一時的にストップさせていただきたいと思いますが、市民の皆様等からのご相談は引き続き受けますし、虐待案件や緊急度が高いものは対応します。ご理解ご協力をお願いします。

朝比奈 : 基幹相談支援センター運営協議会は、基幹相談支援センターの評価や課題改善などに取り組む役割を持っていますが、その立場からも、ご協力をお願いしたいと思っています。それと併せて、今ある課題の改善に取り組んでいく必要があると思っています。

改めて、基幹相談支援センター運営協議会からご報告をします。昨年度には一貫して、障がい者支援課を含め、相談支援体制のさらなる強化を具体的にどう図っていくかについて、一年間取り組み、一定の方向付けをしましたが、そこから先は予算の獲得という話になり、一旦、障がい者支援課にお渡しをしているところです。今年度については、障がい福祉分野以外の領域で、障がいのある方の困りごとのニーズがどのように受け止められているのかに目を向け、生活困窮者支援の状況もご報告させていただき、全体として一般施策も含めて障がいのある方の暮らしを支える方策について意見交換をしました。また、第2回会議には地域生活支援拠点等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）にも出席してもらいましたが、何の支援にもつながっていない方に対してコーディネーターが相当対応している実態が分かりました。そこからどんなことが見えるかを意見交換したのが、今回の資料になっています。改めて、えくるが固有の役割として何を担い、コーディネーターが何を担うか、という役割整理も必要で、指定特定相談支援事業所の不足が、えくるやコーディネーター

ターにもかなりの負荷となって表れているという実態について、情報を共有しました。また、他の地域の現状を知るという面で、昨年 11 月に千葉県基幹相談支援センター連絡会が発足したことで、横の情報交換が活発になることが期待されており、一方、県として、県内の基幹相談支援センターの運営の実態が正確に把握できていなかったところもあります。統計項目が統一されておらず、地域ごとの比較が難しくなっています。また、各地域の横の交流がないがために、その地域の知見がその地域内に留まってしまっているというお話もありました。その他、近隣の自治体のノウハウなどを個別に学ぶ必要もあるのではというお話もありました。えくるとしても情報収集していただき、今のえくるの課題解決に向けた知見を少しでも集めたいと考えています。

今日、えくるより、これから 1 箇月程度の間、関係機関からの連携の依頼をストップさせていただきたいという話がありました。その課題の整理、フローや役割分担の整理も、基幹相談支援センター運営協議会として積極的に協力し、再開後に同じ壁にぶつからないようにしたいと考えています。

会長 : 何かご質問等がありますか。

久保 : 少し前に戻りますが、障害者団体連絡会からのバリアフリーハンドブックのお話の件について。市川点訳音訳友の会から、バリアフリーハンドブックを音声でも作ってくれると聞いています。そのため、ハンドブックができ上がったら、市川点訳音訳友の会にも一部提供しておいていただきたいです。よろしくをお願いします。

小泉 : 分かりました。

会長 : 他にはありますか。

谷藤 : 基幹相談支援センター運営協議会からの報告について。昨年度にかなりの時間をとって相談支援機関の拡充について議論をし、“第 3 のえくる”が必要という一定の結論を得たところだと思います。それにとっても期待していたのですが、予算がつかず、一年が経ち、状況がますます大変になっていて、そこをコーディネーターまでもが補っているということです。そしてまた、今年度が終わろうとしています。いま、令和 5 年度の予算としては、拡充の方向性はあるのでしょうか。今、えくるの関係機関からの新規相談ストップというお話の中で、関係機関同士の連携で何とかしようというお話があり、大変な努力をなさ

っていると思いますが、それでも限界があります。新たな場と人材のために、予算が必要なのではないのでしょうか。

市)渡辺 : 残念ながら、来年度のえくるの予算の増額の見込みは立っていません。引き続き努力をしていきます。

会長 : 残念ながら、厳しかった、ということです。朝比奈さんからは何かありますか。

朝比奈 : 私は市の予算についてどうこう言える立場ではないですが、そもそも、財源の性格として、障がいのある方からの一般相談については、市町村の一般財源の中で準備しないといけないというところも、おそらく影響しているのではないかと思います。市全体の方向性の中でどう仕組作りがされていくか次第ですが、基幹相談支援センター運営協議会の立場で申し上げると、えくるも大変だし、がじゅまるもそれも大変で、予算はその都度毎年変動するところがありますが、人員が拡充されれば相談件数もそれだけ増えるという面もあるのは事実で、工夫することは必要だと思っています。厳しい状況だからこそ、もう一度、えくるとも考えていきたいと思っています。そして、予算がついたときに、その予算を十分活用できるような仕組を準備しておきたいと思っています。

会長 : 現状はこのような状況だが、2点、あると思います。一つは、相談機関の場合、体制の強化は、社会情勢の変化に伴って必要ですが、制度や仕組が追いついてこないし、どのくらいの人口規模に対してどのくらいの規模の基幹相談支援センターが必要かという明確な基準もないということです。二つ目は、構造的な問題として、介護保険の介護支援専門員の報酬単価の設定のされ方と、相談支援専門員のそれは、異なるという点です。それによって、指定特定相談支援事業者の経営は厳しくなっており、事業者が増えず、本来は指定特定相談支援事業者に流れていくべき案件をえくるが抱えざるを得なくなっています。案件がえくるに滞留し、結果として、入り口の部分から、計画相談支援、そして実際の様々な支援というところまでを、えくるが担わざるを得なくなっているという実態があります。

ただ、一方で、単に人員を拡充すればよいのかというと、そうではなく、工夫も必要かと思っています。えくるだけではなく様々な機関の対応スキルを上げて、入り口の相談はどこでも受けられるような体制を市全体として整備していくことも必要だと思っています。こういったことを各法人の経営者にもご理解いた

だいて、ご協力いただくという、現場として努力できるところもまだあるのではないか、というお話でした。

しかし、そうは言っても、次年度に向けて、えくるの何らかの体制強化は必要なのではないか、というのは、皆さんが同じ認識であると思います。

議題(4) 重層的支援体制整備事業について

会長 : 今のお話にもかなり関わりますが、議題(4)について、所管課よりご説明をお願いします。

市)池田 : 重層的支援体制整備事業についてご説明します。本市では、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業を、令和5年7月から実施する予定です。名称は、地域生活課題を抱える市民に寄り添う事業であることを示すために、本市では「よりそい支援事業」とし、今後周知していきたいと考えています。事業の内容を簡単に言うと、「国や市の制度や仕組の支援のしづらさを少しでも改善し、生きづらさを抱える地域住民の生活を支援していこう」という事業となります。この事業によって、行政側の支援のしづらさを改善するため、これまでの体制から新たに機能を強化する部分としては、令和5年度に新設する組織に関わる部分として、コミュニティワーカーに係る部分、生活サポートセンターそらに係る部分、地域共生課に係る部分があります。資料の上の方の、地域住民のイラストから左下に伸びる矢印の線は、ちょっとした困りごとを相談する先として地域ケア拠点があるということを表しています。地域ケア拠点では、困りごとの内容により、市の窓口を案内しますが、その窓口としては、高齢者サポートセンター15箇所、アイティ4箇所、えくる2箇所、子育てナビがあります。それ以外に、総合市民相談課、発達支援課、多様性社会推進課、教育委員会などがあります。市職員への連絡以外にも、コミュニティワーカー4名に従前どおりご相談いただいても構いません。市では包括的に相談を受けとめていますが、行政が支援しづらい部分としては、制度の狭間の問題や、複雑化・複合化した問題の、2つの問題があります。これらについては、市内部の組織の連携、情報共有、支援の方向性の決定といった際に、いわゆる縦割りの弊害が見え隠れすることがあり、適切な支援の弊害となっていることを課題として認識しているところです。そこで、課題解決のため、新たに地域共生課を設置し、包括的な相談支援、地域づくり、社会参加などのよりそい支援事業を実施します。地域共生課は、高齢、障がい、こども、生活困窮な

どの複合的課題を抱える世帯や、ひきこもり等の支援制度の狭間にある方々に対して、適切な支援を実施する役割を担います。支援のため課題を整理するなど各相談機関への司令塔の役割や、制度の狭間の方やそのご家族との信頼関係構築に向けたアプローチをしていきます。包括的な相談支援の核となる生活サポートセンターそらと、地域づくりの核となるコミュニティワーカーに関わる事業については、福祉部で事業の実施主体を見直し、地域共生課で実施します。この支援体制に連携する団体としては、市社協、民生委員、ボランティア団体や NPO 法人を想定していますが、その他の団体とも連携していきます。市組織のみではなく、業務委託も含めて、よりそい支援事業を実施するため、準備期間をとって、令和 5 年 7 月から開始することを目指して、今準備を進めています。本事業の実施に当たっては、地域住民に寄り添った支援メニューを速やかに作り、相談支援、地域づくり支援、社会参加に向けた支援の 3 つの適切な支援を一体的に実施して、縦割りの壁を低くすることで、支援を必要とする方々に適切な支援をしていきたいと考えています。

以上、概要についてご説明させていただきました。まだ 7 月の実施に向けて整理していかなければならないところがありますが、まずは市がこういうものを実施するというところをご理解いただければと思います。また新年度になった際は、相談関係機関、民生委員など、様々な団体や関係者にも改めてご説明する予定です。

会長 : 何かご質問やご意見等がありますか。

田上 : よりそい支援事業のご説明の前に、長坂さんから、えくるの窮状を訴えるお話がありました。田中市長が就任時、予算 5%カットというお話があったので、外部委託の増額というのはほとんどない話だと思っています。地域共生課という新しい課ができるということですが、この間、行政の方々にもう少しご苦勞をしていただいて、何とかクリーンセンターの建替え予算が確立するまで、行政の職員にお骨折りいただくしか手がないのではと思っています。普段からご苦勞されているとは思いますが、障がい者の団体としてこういうことをお願いするのは心苦しいですが、予算がない以上は労力を提供してもらおうしか手がないかと思っています。今後も暮らしづらい人たちのために一肌脱いでいただければと思います。この場をお借りしてお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

会長 : 大変重いご意見だと思います。他にありますか。

朝比奈 : 基幹相談支援センター運営協議会の立場から。例えば、保健センターに聞くと、0歳児の全戸訪問をすると、7割程度のご家庭は、ご家族のどなたかが何らかのメンタルヘルス課題を抱えているという状況とのことでした。一方で、発達のバランスの悪さや“でこぼこ”を抱えながら、通常の学校・幼稚園・保育園に在籍しているお子さんも非常に多く、特別な配慮を必要とした環境ではなく地域の中でどう支えていくか、が大きな課題になっています。

私も、そらとがじゅまるの立場で要保護児童対策地域協議会に参加していますが、フォロー対象になっているご家庭は、かなり、障がい福祉のニーズがある印象です。今や、「障がい」ということは珍しいことではないと感じています。何らかの課題を抱えていらっしゃるご家庭は、ほとんど障がい福祉の課題をはらんでいると言えます。

そういう意味では、先ほどのえくるの役割の整理は、障がい者支援課だけの話ではないとつくづく感じています。保健、教育委員会、発達支援課、障がい者支援課でかなり分野が重なってくると思います。この辺りは、かなり、重層的支援体制整備事業の体制づくりに関わると率直に思っています。是非その視点で取り上げていただいて、障がい者支援課だけではなく地域共生課でも検討していただきたいです。よろしくお願いします。

会長 : ありがとうございます。検討を期待したいというご意見でした。

今日ご参加のそれぞれの皆さんは、この重層的支援体制整備事業に関わらない方はいないと思います。是非、忌憚のないご質問や、こうなってほしいというご意見などをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。相変わらず私は理解が進まなくいところがあるのですが。

なければ、次にいきたいと思います。

議題(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者からの事業の実施状況等の報告、協議会からの評価等について

会長 : では、議題(5)について、簡単に事務局からご説明をお願いします。

事務局 : 事務局から、今回の議題の趣旨をご説明します。

(樋口) 資料にあるとおり、令和4年12月1日に、市川市内に初めて日中サービス支援型のグループホームができました。

日中サービス支援型のグループホームを運営する事業者は、サービスの提供に当たっては、自立支援協議会に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、自立支援協議会による評価を受けるとともに、自立支援協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない、と、県の条例に規定されています。

そのため、今回のこの議題では、「具体的にどのように事業者から報告をしてもらい、協議会から評価等を行うか」という点について、市川市自立支援協議会として整理していただく、ということが趣旨となります。

では、まず、日中サービス支援型のグループホームとはどんなものか、そして、県の条例等で何が規定されているか、について、簡単にご説明します。

事務局 : 資料にあるとおり、今後、この市川市自立支援協議会が、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者から、定期的に事業の実施状況の報告を受ける立場になります。そのため、この協議会としてどうするか、という意思統一が必要という議題になっています。

前提として、日中サービス支援型のグループホームとはどんなものなのかをご説明しますと、これは平成 30 年度から創設された類型であり、簡単に言うと、重度の障がい者の方の支援に重点を置いたものとなっています。24 ページには、グループホームの 3 つの類型を比較した表を載せましたが、日中サービス支援型グループホームは 3 つの類型の中で最も手厚い支援体制をとるものとなっていて、その代わり、報酬もこの 3 つの中では最も高額な設定となっています。その他の特徴としては、日中サービス支援型グループホームには必ず短期入所を併設しなければならない点と、定期的に自立支援協議会に報告し評価を受ける機会を設けなければならないという、事業者に対する義務が、県条例に定められています。

この背景としては、25 ページにあるとおり、「日中サービス支援型グループホームを地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、定期的に報告し評価を受けるものとしたものである」、と厚生労働省の通知に定められています。

33 ページ以降が事業者からの報告様式になっていますが、★マークをつけたところが、先日の自立支援協議会幹事会で意見が出て、事務局において追加した項目となります。

これらの様式を、県協議会に市協議会から提出する期限から逆算し、5 月末までに事業者から事務局にご提出いただく流れを、案として 39 ページに載せました。幹事会においては、流れはこれで良いだろうという意見でまとまって

おりますが、そもそもこの日中サービス支援型グループホームには様々な課題があるという色々なご意見が出ましたので、この場で意見交換できると良いかと思えます。

会長 : この議題については、ポイントを2点に切り分けたいと思えます。一点目は、実務としてタイムスケジュールがこれで良いかどうか。二点目は、日中サービス支援型グループホームの現状や課題についての意見交換です。
まず、一点目については、これでよろしいでしょうか。

一同 : (異議なし)

会長 : では、この流れで進めさせていただきます。
次に、二点目について、まず、岩崎委員から課題や現状をお話いただきたいと思えます。

岩崎 : 日中サービス支援型グループホームは、障がい者の高齢化、重度化を見据え、平成30年度から創設された類型ですが、実態として、福祉経験のない法人の参入が多くなっています。日中サービス支援型グループホームの数は、ずっと増加傾向にあり、今後も増えていくと思われます。開設に当たって、スタッフが確保できずに予定どおりオープンできないケースや、外国人を雇っていることも多いです。地域住民に事前の説明をすることなく開設されることもあります。また、日中サービス支援型グループホームは、入居者が24時間いてもいいものになっていて、閉鎖的な環境になってしまっている面が見受けられます。そのために、身体的、経済的虐待も多いという話を聞いており、はっきりとした数字は分かりませんが、日々そういう情報はグループホーム等支援ワーカーの間で共有しています。日中サービス支援型グループホームは、今後、市内にまだいくつか開設される予定と聞いています。日中サービス支援型グループホームから自立支援協議会への報告に当たっての一番のポイントは、松戸市でも既に報告会をやっていて実情を聞きましたが、監査のような雰囲気になってしまう恐れがあるので、そうならないよう留意する必要があるということです。年1回の報告ではなく、相談支援専門員も含めて、ざっくばらんに日中サービス支援型指定共同生活援助事業者と情報共有ができるといいのでは、と個人的に思っています。

会長 : 補足ですが、外国人のスタッフが良くないということではなく、適切な福祉的教育を受けてない場合は問題だということによいでしょうか。

岩崎 : そのとおりです。外国人がスタッフとして働くケースがととも増えています。グループホーム等支援ワーカーの間でも、研修のあり方が話題になっています。実際にかんりの外国人を雇用している社会福祉法人がありますが、そこから情報を得るなどして、進めていけるとよいかと思います。現状は外国人に頼らざるを得ない状況になっています。しっかりとした研修の仕組みを作っていく必要があると思います。

会長 : 現状や課題をご説明いただきました。なるべく事業者と風通しが良くなるよう、また、様式の★印の部分についてのご意見やご質問など、是非この機会にいただきたいと思います。

高木 : この議題については、幹事会でもかなり時間を割いて話をしました。課題に焦点を当ててお話をされましたが、誤解のないように、全体的に補足したいと思います。

何でこんなに課題が多いのか、何でこんな類型を作ったのかという疑問が沸いてくると思いますが、経緯としては、障がいの重度化に対応していくため、というところがあります。医療的ケアを必要とする方や、強度行動障がいのある方など、支援に当たって、専門性の高い、スキルの高い職員が必要になってきますし、そういった職員を育てていく必要があります。そうすると、経営上、ある程度のスケールメリットがないと難しくなります。19人という規模だと、ミニ施設のようにも言われますが、画一的な支援になってしまいがちというデメリットがある反面、スキルの高い職員を集めるという面などでは、良い面もあります。株式会社が全て悪いわけではありませんし、せつかく市内にできる貴重な社会資源ですので、私たちは助言などをしながら育てていくような役割を担うことになると思います。最初から完璧にはできませんし、報告や助言を積み重ねて、育てていく視点が必要かと思います。

会長 : そもそもなぜこのようなタイプのグループホームができたかというご説明をいただきました。他にご意見等はありますか。

森田 : 日中サービス支援型グループホームでも、ご本人の希望があれば日中に通える先があることが大事だと思います。今、いちばん星に通いながらグループホ

ームを利用している方もいて、ご本人の希望があれば利用できるという事実もありますので、そこはほっとしているところです。事業者が利益のために囲い込むようなことがあってはいけないので、そこは協議会として確認していかないといけないと思います。

評価シートの項目についてですが、職員の経験年数については、開設時点からの採用になる可能性があり、例えば 11 月採用だと、経験年数がどうかは見られないかなと思います。この情報は必要なのかが分からなかったのですが、最初に立ち上げた当時の職員から交代しているところをチェックする趣旨なのかと思いました。また、世話人や生活支援員もかなりの数がありますので、全てを把握する必要があるのかどうか。どんな情報が必要か、整理が必要かと思います。そのほか、第三者委員については、自立支援協議会の構成メンバーが入る必要があるのかが分かりませんでした。

会長 : 幹事会の議論からお話を。

朝比奈 : 第三者委員の点は私が提案したのですが、意図は、グループホームの中の状況が分からなくなる恐れがあるということです。以前の例として、がじゅまるができて何年目かに、浦安市で無届の施設があって、高齢者や障がい者がひどい状態で生活していて、それが刑事事件になった、ということがありました。そのとき、私たちがじゅまるは、全く何も知らなかったのですが、なぜかという、地域の住民が一人としてそこに入所していなかったためです。全て他県の方だったので、支援者が誰も知らなかったという状況でした。その経験から、そのグループホームの暮らしとつながる地域の人材が必要ではないかということで、提案しました。そのため、場合によっては、この協議会のメンバーでなくてもいいのかもしれない。

会長 : つまり、市川市に関係する方が第三者委員になった方がいいのではないかと、ということかと思います。

もう一つの、職員の経験年数のところは、その施設での経験年数なのか、今までの他事業所での経験も含めてなのか、というお話だったかと思います。森田委員がお話されたように、従業員全員について把握する必要があるのかは、今後整理の必要があるかもしれません。岩崎委員、いかがですか。

岩崎 : 私としては、経験年数がある程度あるスタッフだと、少し安心感があるかなと思うのと、スタッフが高齢者福祉系の出身の方が障がい者福祉系の出身の方

かも気になると思いました。日中サービス支援型グループホームでは介助がかなり必要になるので、高齢者支援の経験があるスタッフだと安心感がありますが、逆に支援しすぎて障がい者の ADL が下がってしまう恐れもあります。その辺りのバランスも経験年数で変わってきますので、知っておけると良いかと思えます。それによって、研修の内容なども具体的に提案できるのではと思いました。

会長 : 私自身も、介護保険関係の施設に訪問して実際に実態をチェックしたことがあります。事業者としても有資格者の割合を Web 上に公開することになっているかと思いますが、そういうことが参考になるかと思えます。今のお話は、障がい特性に応じた介護スキルを持っているかどうかを把握できないか、というような趣旨だったかと思えます。他にご質問等がありますか。

田上 : 地域に事前説明なく開設されるという点について。「地域に開かれた」という点で、地元と仲良くできればいいことですが、我が国では、事前に説明すると逆に反対運動ということもあります。そのため、やむを得ず先に作るという、私自身もそんな感覚があります。グループホームを作るのに、なぜ地域の了解を得ないといけないのか。例えば個人宅だとどうか。私の家族に障がいがある者がいて、家を建てるのに、周囲の許可を取る必要があるのかどうか。グループホームも生活の場です。事業者がいかにあとで地域と付き合ってくれるかが大きなポイントかと思えます。それは認可した行政が指導することが必要なのではないでしょうか。スタッフの経験年数も重要ですが、地域に開かれていることが実行されているかどうか。行政等が中に入って自治会を紹介したり、お付き合いを勧めたり、という手段をとってくれば、いい施設になっていくのではと思います。私の理想は 4~5 人の規模という感覚です。ある程度の規模にしないとペイできない実情もあると思いますが、その質をどうやって担保できるか。それが行政の役割としてお願いできないかと思えます。松戸市のような形にならずに改善点を助言し、円滑に進められるようなシステムが必要だと思いました。

また、日本はこれから外国人の力も様々なところで必要になってきます。その中で、日本語というのは独特なところがあると思います。なかなか微妙なところまでは伝わりづらいです。介護や支援のスキルばかりではなく、コミュニケーションを考慮した教育も準備できる体制になるとよいと思います。

また、森田委員が仰っていたように、24 時間そこにいるのではなく、できれば日中通う先があるとよいと思います。そうでないと、支援者もおざなりにな

る可能性があるかと思います。日中にどこかに行くということになると、グループホームの職員も、ある種、気を遣うようになります。外部とコミュニケーションを取らざるを得ません。風通しのいい、そういうグループホームになるといいなと思います。

会長 : ありがとうございます。高木副会長からもう少し補足はありますか。

高木 : 「地域に開かれた」という点について。地域に周知して理解を得ることもあると思いますが、日中サービス支援型グループホームについては、必ず短期入所を併設することになっています。市川市でも、地域生活支援拠点等の整備を、面的な体制の整備ということで進めていますが、地域生活支援拠点等の一つにもなってほしいと思います。それがスケールメリットを活かした地域に開かれた社会資源になると思います。評価の視点としてそういうところもあると良いと思います。

会長 : 他にありますか。

長坂 : 先日、サービス管理責任者とチーフがしっかりしていたグループホームがあり、いいところだと思いましたが、職員の入替えが激しいようでした。最初は経験年数がゼロでも、経験を積み重ねていって、3年運営している事業所でそのスタッフは3年いるとか、そういう点を見ることができて面白いのかもと思いました。

会長 : 離職率、定着率という視点かと思います。他にはありますか。

岩崎 : 昨年の国連の障害者権利条約に関連して、グループホーム等支援ワーカーの間で話をしましたが、日中サービス支援型グループホームの規模は、住居というより施設だ、というのが皆の感想です。日中サービス支援型グループホームの規模は20人がスタンダードになってきていますが、4~5人の規模と比べると、圧倒的な施設感があります。グループホーム等支援ワーカーの間では、日中サービス支援型グループホームを「ミニ施設」と呼んでいます。ただ、こういった住まいを必要とする方もいますので、色々な工夫が必要かと思います。県内でも、重度化・高齢化に備えられる4~5人の規模のグループホームを増やして、20人規模のグループホームからの移行ができればよいのでは、と話しています。

また、最初に地域への説明を、という点については、地域に理解を求めずに作った後で地域の理解を得るという事業者もいて、やはりそれは地域から反対される可能性があります。グループホームを終の棲家とする方もいらっしゃるのですが、やはり地域の方に理解してもらおう努力は必要と感じています。これは理想論かもしれませんが、しかし、やはり、地域に歓迎されて初めて、暮らす方の気持ちが穏やかになると思います。アウェーなところに暮らすよりも、地域の全員とはいかずとも、半分くらいの方に理解してもらえると。そのためには、グループホーム等支援ワーカーとしては、建てる前に可能な限り住民説明会をするよう推奨しています。

高木 : 評価の視点ということで言うと、事業者との信頼関係ができてからでもいいとは思いますが、利用者の支援内容にも踏み込んでいかないといけないかと思っています。つまり、本来は日中活動ができる方なのに、ひきこもり傾向の強い精神障がいの方をたくさん入居させて抱え込むようなことがあったとしたら、それはいけないことです。そういう評価の視点が必要かと思っています。日中サービス支援型グループホームは、他の施設等では受け入れることが難しい重度の障がい者の受入れのためにできたものなので、そのためのスケールメリットなのであり、苦肉の策というところがあるものです。そこは忘れてはいけないと思います。

谷藤 : 基本的な質問になりますが、増えているのは株式会社であるという話でしたが、株式会社にとっては参入しやすく社会福祉法人にとっては参入しづらいという、その理由は何なのでしょう。

岩崎 : そこは本当に不思議なのですが、障がい者のグループホームが投資の対象になっているというのがあります。新築を建てて投資すると年何%還元というふうなうたい文句でお金を集めているところがあります。そんなに儲かるわけではないのですが。ただ、明らかに言えるのは、障がい者のグループホームの場合は家賃を高め設定できるという認識になっている点です。例えば月額 10 万円が相場の一軒家があるなら、障がい者グループホームにすると 15 万円で貸せるというような認識を持たれています。しかし、結果としては部屋が埋まらず、経営が厳しくなっている状況が見受けられます。ある程度の規模になったら外国のファンドに売るというようなビジネスモデルもあるようです。

谷藤 : ということは、それくらいの家賃を払える方しか入居できない、ということになりますか。

岩崎 : そこは、特定障害者特別給付費や、家賃に対する市町村からの助成金など、様々な制度があるので、その辺りを目当てにしているのかと思います。

田上 : 本来は社会福祉法人がグループホームを作るのが理想だと思いますが、社会福祉法人を設立するにはかなりの資金が必要になります。株式会社の場合はその物件だけに投資すればよいです。皆、儲かると思って参入してくるのでしょうし、そういうことを勧めるコンサルタントがいるということです。福祉を金儲けに利用しようとする方が一部いるのかもしれませんが、私たちもそういった社会資源を上手く活用できるようにしていけるとよいのだと思います。

小泉 : お話を聞いていて、ちょっとショックを受けました。グループホームが増えること自体は、私が死んだ後でも子どもが暮らしていける場所ができるということだから、とても嬉しいのですが、他市のグループホームも見学しましたが、株式会社が運営するグループホームは、綺麗だし、ちゃんとやってくれていて、食事も美味しそうです。私の子が入居できたらどんなにいいだろうと思いますが、そういうところはすぐ埋まってしまいうし、入居したら皆出ていかない。希望するところにはなかなか入れないのが現状です。今お話があったような形で、急にグループホームが売られたりしてしまったら、入居者はどうなってしまふのでしょうか。

岩崎 : 入居者が入居したまま、事業譲渡されて、経営法人が変わるということは、まああることです。皆さんがよく知っている大手の会社などでです。ただ、不安になってしまっていると思いますが、株式会社でも良いところは良いです。悪いところは淘汰されていくだろうと思います。

小泉 : 入居者はそのまま生活を続けられるのですか。

岩崎 : 支援の質がどうなるかは分かりませんが、そこでの生活は続けられます。そこは社会福祉法人と株式会社との圧倒的な違いです。お金儲けが目的なのかという点です。株式会社が少しでも社会福祉法人のベースの考え方を学んでくれると良いです。ただ、良い株式会社も実際にあります。そういう良い会社が事業を拡大していってくれるといいですし、しっかりやってくれそうな法人には

どんどん展開して行ってほしいとお話をしています。やはりこれからは、いいところが残って悪いところは淘汰されていくと思います。

小泉 : 良いところと悪いところをきちんと見分けられるのかどうか。この評価がちゃんとできるのでしょうか。

岩崎 : グループホームが、様々な地域の方と密接に連絡を取り合って、ノウハウが伝えられていけば、しっかり育っていくと思います。市川市に今回できたこのグループホームも、重度の知的障がいがある方の受入れは困難ながらも、車いすの方などを受け入れてくれているし、かなり一生懸命やられています。地域でお互いに連携し合って、成長し合っていくというような視点が必要かと思えます。

会長 : 忌憚なくこういう話を出しておく必要があります。この評価でいいのかなど、できることは一生懸命やっておいた方がいいと思います。と同時に、思い出していたきたいのは、介護保険制度がスタートしたときにも、株式会社などあり得ないという強い非難がありました。しかし、株式会社に刺激を受けて社会福祉法人も奮起して、お互い切磋琢磨し、成長し合っていました。また、国でも、実際の支援のされ方や経営の状況を見て、制度や仕組みを見直すこともあります。私たちも、消費者、利用者として、例えばスーパーマーケットで鮮度の悪い商品が売られていたら、保健所だけに頼るのではなく、私たち自身が、あそこで買うのはやめようとか、声をあげていくべきだと思います。役所だけに頼る時代はもう終わったのではないかと思います。ときには、悪い事業者に対しては、市役所だけではなく私たちも矢面に立って、こういうことは困りますと言っていないといけないと思います。諦めずに地道に交渉していくことも大切だと思います。

他にご質問等がありますか。

水野 : 評価についてですが、評価をした後には、その結果を市 Web サイトで公表するのでしょうか。例えば介護保険制度だと、その法人において自己評価を行った場合は Web サイトに掲載するのが義務になっています。

また、自己評価を行う事業所としては、外部から見られるところは、職員の質やサービスの内容といったところですか。職員の質の向上をどのように図っているかという評価の視点もあってもよいのではないのでしょうか。

事務局 (夏見) : 資料の 28 ページにあります。日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、①評価等を尊重して質の向上に努め、②記録を保存し、③事業の運営状況とともに積極的に公表するものとする、と県要綱に定められています。

共同生活援助事業者を指定するのは市町村ではなく都道府県ですので、市川市 Web サイトに評価結果を掲載する予定はありません。

高木 : ただ、その公表については、市川市自立支援協議会としてどんな評価をしたかというところは公表することになるのではないのでしょうか。

事務局 (夏見) : 確かに、この協議会の議事録と資料は、いつも市 Web サイトに掲載していますので、評価結果も公表することになります。

会長 : 他にご質問はありますか。なければ、これで終わりたいと思いますが、事務局からは何かありますか。

事務局 (樋口) : 皆様、長時間お疲れ様でございました。次回の開催日は未定ですので、また決まったらご連絡いたします。

会長 : それでは、閉会します。

課題は多いですが、今後も皆さんとともに、粘り強く、話し合いをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。